

平成30年度第1回防府市廃棄物減量等推進審議会 議事概要	
開催日時	平成30年12月19日(水) 14時00分～15時30分
場 所	防府市クリーンセンター 可燃ごみ処理施設2階会議室
出席者	<委員> 広石委員(会長)、土井委員(副会長)、大村委員、阿部(幹)委員、松永委員、秋本委員、弘中委員、平野委員、渡邊委員、大谷委員、梅田委員、磯野委員、新原委員、高杉委員、柴田委員 ※欠席：高山委員、阿部(新)委員、今村委員、岡本委員
	<行政> (事務局) 岸本生活環境部長、大田生活環境部理事兼クリーンセンター所長、金澤所次長、荒川所次長補佐、吉川施設管理室長、前田庶務係長、河原主任、品川主任
傍聴者	1名

1 開会 <省略>

2 生活環境部長あいさつ <省略>

3 会長あいさつ <省略>

4 審議

(1) 報告 災害廃棄物処理計画(案)について

(事務局) <防府市災害廃棄物処理計画(案)による説明>

(委員)

災害時における応援協定について、平成30年8月に山口市と相互支援協定を締結とありますが、山口市に限らず、県内の他の自治体とも協定を締結されてはどうか。

(事務局)

山口市とは、本年8月に可燃ごみ処理に関する相互協定を締結しておりまして、これは災害時だけに特化したものではありません。災害時の協定といたしましては、山口県と県内市町による協定を締結しております。ただし、詳細な項目等につきましては、さらに個別に協定を締結する必要があるかどうか検討を行ってまいります。

(委員)

山口市との協定は佐波川断層地震のような大規模災害だけではなく、風水害等の

局所的な災害時の相互支援も含まれるものなのでしょうか。

(事務局)

大規模災害に限らず、局所的な災害における相互支援、例えば災害によりごみ量が急減に増加し、施設の処理能力を超えるような場合の支援も含んでいます。

(委員)

災害廃棄物の処理フロー等の中で、可燃ごみの処理について、焼却を行った後に、その焼却灰をセメント原料化するとありますが、東日本大震災の際には、発生した木材等について、可能なものはセメント工場などに直接持ち込んで、そこで燃料とするといった処理方法がとられたと聞いています。本市において、そのような処理方法については想定しているのでしょうか。

(事務局)

本計画で想定しています災害廃棄物の発生量から、広域処理を含めたあらゆる手段により処理していく必要がありますので、木材であればチップ化して原料として使用するなど、様々な処理方法によりリサイクル等の処理を行うよう考えております。

(委員)

災害廃棄物ステーションについて、災害発生時にできるだけ速やかにごみの処理を行うことができるよう、市民へ事前に周知できると良いが、どのように考えておられますか。また、ステーションに利用できるような広場は、避難所となることも考えられますが、ステーションとして利用するのか避難所として利用するのかといった、広場の利用の仕方についてはどのように判断されるのでしょうか。

災害発生時には、仮設トイレ等が必要となりますが、避難者等がきちんと利用できるような、仮設トイレ等の設置基準というものが設けられているのでしょうか。

(事務局)

避難所等につきましては、防府市地域防災計画内において定められておりますので、それに基づいて市民の皆様へ周知を行います。また、本計画でお示ししております仮置場等につきましても、これらの避難所との整合を図った上で、本計画策定後に速やかに検討に着手いたします。災害廃棄物ステーションにつきましても、平成17年度に設定を行っておりますが、面積等が十分でない箇所も見受けられますので、来年度以降、見直し作業を行います。

仮設トイレの設置につきましては、山口県が関係団体と協定を結んでおり、市町が山口県に設置の要請を行い、県がそれらを調整の上、事業者へ要請し、事業者が避難所等に設置を行うという流れとなっております。また、仮設トイレの設置を行った場合には、それらのトイレからの汲取りが必要となりますので、し尿処理事業者との災害時の汲取り作業等に関する協定について検討を行って参ります。

(委員)

災害時、決められたステーションではない駐車場等に、誰かがごみを捨てると、他の人もどんどんそこに捨てて、ごみの山ができることがあるが、そういった場合に、すぐにそれらのごみを撤去してもらえるのですか。

(事務局)

本市においては、そのような状況にならないよう、本計画を策定することで仮置場等の確保をきちんと行い、それらを市民に周知していくといった作業を行います。また、そのようなケースが発生した場合には、災害時ですのでなかなか難しい面もあるかと思いますが、できるだけ撤去を行う必要があると考えております。

(委員)

これは要望になりますが、ボランティア団体との連携につきまして、どのように組織的に周知を行っていくかということや、どのようなルートで周知を行うかということが重要になると思いますが、そういったことも事前に計画してもらえればと思います。

(委員)

各地区で防災訓練等を行う中で、災害廃棄物の排出場所等について周知がなされていないので、そういったところでも市民への周知がなされれば、発災時に混乱がなく良いのではないかと思います。

(事務局)

自治会の災害廃棄物ステーションについては、来年度以降、各自治会と協議を行いながら見直していく予定としております。それに加えて、各自治会で、きちんと場所等を把握していただけるよう、工夫をして周知を行いたいと思います。

## (2) 報告 平成30年度新規実施事業等について

(事務局)

<配布資料による説明>

(委員)

これは、今回の議題と関係ないことではありますが、可燃ごみの指定袋の外国語表記について、近年ベトナム人住民が増えてきていますので、今後、ベトナム語にも対応したごみ袋を作成されてはいかがでしょうか。

(事務局)

現在、ごみの出し方については、ベトナム語に対応したパンフレットを作成しています。しかし、指定ごみ袋については今のところ対応していませんので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

(委員)

可燃ごみ等のカラス対策についてですが、中身が見えないように袋に色をつけたりして、対策ができないものでしょうか。また、ネットやボックスが設置されていないごみステーションについて、ネット等を設置することはできないのでしょうか。

それと、スプレー缶の排出方法についてですが、穴を空けるのか、危険だから穴は空けずに出すのか、どちらなのでしょう。

(事務局)

スプレー缶につきましては、本市が作成しております「ごみの分け方・出し方」にも掲載しておりますが、中身を使い切って、穴を空けて出してもらいをお願いしています。御家庭で穴あけが難しい場合には、集積場所に出される際に穴あけができるよう、各集積場所に穴あけ機をお配りしておりますので、そちらを御利用ください。

カラス対策についてですが、袋の色を変えてもカラスが慣れてしまえば、効果がなくなってしまいます。そのため、ネットやボックスを使用した対策についてお願いをいたしまして、設置に関して補助金を整備しておりますので、御利用ください。

(委員)

ネットについては、使用後に置いておくと、放火のおそれがあると聞いたこともあります。また、ボックスについて、歩道に設置することも可能なのでしょうか。

(事務局)

歩道については、通行の妨げにならないようになどの制限がありますので、道路管理者に許可を取った上での設置になります。設置予定場所によって、許可や承諾を取っていただくからの設置になりますので、まずはクリーンセンターへ御相談ください。

また、ネットへの放火につきましては、ごみ収集後に畳んで保管していただくなどの対策を御検討いただけたらと思います。

(委員)

この計画案は、いつまで案なのでしょう。議会での審議等は必要ないのでしょうか。

(事務局)

今後、2月上旬からパブリックコメントを実施して、3月末に計画として公表する予定としています。議会での議決につきましては、既に議会改革委員会で御協議をいただき、議決事件とはしないとの回答をいただいています。

(委員)

これは要望になりますが、災害については全国に先進地がありますので、ぜひ先進地視察をして、より一層勉強してもらえればと思います。また、災害発生時には、

自動車での移動が困難な場合もありますので、災害時用にオートバイ等の確保も必要ではないかと思えます。

(議 長)

ほかに質問がなければ終わりたいと思いますがいかがでしょうか。

ほかにはないようですので、これで審議会を終了します。事務局から何かありますか。

5 その他

3010 運動への協力の依頼について
--------------------

(事務局)

<口頭による説明>

6 閉会